

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊国薬第232号

令和5年3月28日

薬物再乱用防止に向けた取組について（通達）

警察における薬物再乱用防止に向けた取組については、「『第五次薬物乱用防止五か年戦略』の策定について（通達）」（平成30年8月17日付け警察庁丙組薬銃発第2号ほか）に基づき推進してきたところである。

覚醒剤事犯に占める再犯者の割合が6割を超えて推移するなどの情勢において、各警察署において薬物事犯により検挙した者（以下「薬物事犯検挙者」という。）の多くは、検挙後は留置施設に勾留され、また家族・親族が留置施設に面会に訪れている実態に鑑み、薬物再乱用防止に関係する機関等からは、勾留の機会を利用して、特に執行猶予判決が見込まれる者等に対し、関係機関等の窓口等を教示する要望を受けているところである。

各警察署にあっては、薬物事犯検挙者の再犯の防止等の重要性・緊急性に鑑み、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、民間団体等の各種機関・団体が、薬物依存からの回復を一貫して支援する取組を行う必要があるとの指摘に対応できるよう、下記の事項に基づき、勾留中の被疑者の適正な取扱いに留意しつつ、薬物事犯検挙者の再乱用防止に資する情報を提供する等、再乱用防止に向けた取組の推進に努められたい。

なお、本件については、警務部留置管理課及び総務課取調べ監督指導室と協議済みである。

「薬物再乱用防止に向けた取組について（通達）」（令和2年4月10日付け熊組対第810号）は廃止する。

記

- 1 薬物事犯検挙者に対する薬物再乱用防止に向けた情報提供の実施要領
別添「薬物再乱用防止に向けた情報提供実施要領」のとおり。
- 2 薬物事犯検挙者の家族等に対する情報提供
薬物事犯検挙者の家族等から薬物再乱用防止に関する相談を受理するなど、その支援が有効であると認める場合には、警察庁が作成する薬物再乱用防止対策用資料（以下「対策資料」という。）を配布して薬物再乱用防止対策に当たる関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）の情報を提供するなど適切に対応すること。
また、薬物事犯検挙者の家族等が訪れる警察施設、刑事施設等への対策資料の配布・配置も検討すること。
- 3 関係機関等の取組の把握
各警察署においては、その管轄区域内で活動する関係機関等による取組の把握に努め、そうした情報を本通達に基づく情報提供に活用するよう配慮すること。

※ 別添（略）